

○王滝村住宅耐震診断事業実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日

告示第 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発を図るとともに必要に応じて耐震改修の実施の促進を図るため、予算の範囲内で耐震診断士を派遣し耐震診断を行うことにより地震による住宅の倒壊の被害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に村内に着工された住宅
 - イ 木造在来工法の住宅
 - ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- (2) 長野県木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という) 知事が備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。
- (3) 簡易耐震診断 診断士が、長野県が作成する簡易耐震診断表に基づき、外観調査等簡易な方法により、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 精密耐震診断 診断士が長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) 総合評点 簡易耐震診断又は精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表の区分によるものをいう。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 村長は、既存木造住宅の所有者のうち、希望する者に診断士を派遣し簡易耐震診断を行うものとする。
 - (2) 既存木造住宅のうち前号の簡易耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断された住宅の所有者のうち、王滝村住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づき耐震性能を向上させる補強工事を実施する者に対し、村長は診断士を派遣し精密耐震診断を行うものとする。
- 2 前項の派遣費用は、王滝村の負担とする。

(業務の委託)

第4条 第3条第1項各号の耐震診断については、全部又は一部を委託することができる。

(申請等)

第5条 第3条第1項第1号に規定する簡易耐震診断を希望する者は、別に定める簡易耐震診断意向確認票又は村が発行する啓発用紙の申込書を村長に提出しなければならない。

- 2 第3条第1項第2号に規定する精密耐震診断を希望する者は、精密耐震診断意向確認票又は簡易耐震診断結果表の申込書を村長に提出しなければならない。

(診断士の派遣)

第6条 村長は、前条第1項及び第2項に規定する確認票を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ派遣の要否を決定し申請者に診断士派遣通知書により通知するものとする。

- 2 診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を明示し当該申請者に診断士を派遣しない旨の通知をするものとする。
- 3 村長は、第1項の規定による診断士派遣通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第7条 診断士の派遣の通知を受けた者(以下「診断対象者」という。)は、事情により耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかにその旨を村長に提出しなければならない。

(診断士の派遣の取消し)

第8条 村長は、診断対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣通知書を受けたことが判明したとき。
- (2) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

(耐震費用の支払い)

第9条 村長は、前条の規定により診断士の派遣を取り消した場合、当該取り消しに係る診断をすでに実施しているときは、期限を定めて診断対象者に対し、その診断にかかった費用の支払いを命ずることができる。

(耐震診断申込者に対する指導)

第 10 条 村長は、耐震診断申請者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第 2 条関係)

総合評点	判定
1.5 以上	安全と思われます。
1.0 以上 1.5 未満	一応安全と思われます。
0.7 以上 1.0 未満	やや危険です。
0.7 未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

王滝村長 様

申請者 住所

氏名 印

電話

精密耐震診断意向確認票

王滝村住宅耐震診断実施要綱第 5 第 2 項の規定により、精密耐震診断の実施を希望します。

1 建築物の概要

(1) 所在地 王滝村

(2) 建設時期 明治・大正・昭和 年 月頃

2 診断士による簡易耐震診断結果

(1) 実施日 年 月 日

(2) 実施診断士 登録番号

氏名

(3) 総合評点

3 王滝村耐震改修補助事業の実施予定時期

改修の予定時期を記入してください。

☐ 年 月 頃

☐ 未定

※精密耐震診断は第3条第1項第2号の規定により、「王滝村耐震改修補助事業」による補助を受ける場合に必要です。

4 閲覧の同意

対象建築物の建築年を確認するため、村職員が貴殿に係る固定資産税各種台帳を閲覧することについて同意します。

署名 _____ 印

様式第 2 号 (第 6 条関係)

第 号

年 月 日

様

王滝村長

印

王滝村診断士派遣通知書

耐震診断について下記のとおり決定しましたので、王滝村住宅耐震診断事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 診断の種類

簡易耐震診断

精密耐震診断

2 耐震診断士の派遣の可否

派遣する (耐震診断実施予定 年度)

※ただし、耐震診断詳細については後日、診断士より連絡があります。

派遣しない

3 派遣しない理由

様式第 3 号(第 7 条関係)

年 月 日

王滝村長 様

申請者 住所

氏名 印

電話

王滝村耐震診断中止等申請書

年 月 日付で診断士派遣決定の通知がありました診断士派遣について、下記のとおり変更したいので、申請をします。

記

診断の種類	簡易耐震診断・精密耐震診断
変更の内容	中止・延期(再開予定： 年 月 日頃)
変更の理由	

※変更の内容については、中止・延期の該当するものに○をしてください。